

令和6年朝日村公告第60号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、法第22条10項の規定により次のとおり公告する。

令和6年7月1日

朝日村長 小林 弘幸

- 1 建築物の所在地 朝日村大字小野沢372-2番地
- 2 建築物の家屋番号等 未登記
- 3 所有者等が行うべき措置の内容 当該建築物の除却
- 4 3の措置の期限 令和6年7月31日
- 5 朝日村長による措置

所有者等が4の期限までに3の措置を行わないときは、法第14条第10項の規定により村長又は村長が命じたもの若しくは委任した者（以下「村長等」という。）が、3の措置を行う。当該措置に要した費用については、所有者等へ請求する。

- 6 動産の取扱い
 - (1) 村長等が3の措置を行うときは、当該建築物及びその敷地に残置されている動産等を撤去し、処分する。
 - (2) 前項の動産等について権利等を主張する者は、4の期限までに運び出し、又はそのものを指定して保管し、若しくは第三者に引き渡すよう、下記問合せ先に連絡すること。
- 7 問合せ先 朝日村建設環境課 電話 0263-99-4103